

附 属 资 料

目黒区区有施設見直し有識者会議概要

目黒区区有施設見直し有識者会議設置要綱

平成24年9月5日付け目企政第640号決定
最終改正 平成25年7月12日

(目的)

第1条 区有施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることが予想されている中において、将来に向け、持続可能な量と質へと見直していく必要があり、専門的な意見を聴くために、目黒区区有施設見直し有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、区有施設とは、行政財産である目黒区の公共施設のうち、道路、橋りょう、公園（公園施設として設けられる建築物を除く）、公衆便所等の小規模な施設を除く施設をいう。

(所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について、区長から意見を求められたときは、区長に報告する。

- (1) 区有施設の見直しの方向性に関すること。
- (2) 区有施設の具体的な見直しの手法に関すること。
- (3) その他区有施設のあり方に関すること。

(組織)

第4条 会議の委員は4名以内とし、公共施設に関する政策及び法律の分野において実績のある学識経験者のうちから区長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から区長に意見を報告した日までとする。
- 3 会議に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は会議を総理し、会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者、区内関係団体の構成員、区の職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、個人情報扱う場合等、委員長が必要と認めるときは、

非公開とすることができる。

5 会議の結果は、その都度、公表するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画経営部施設改革課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

目黒区区有施設見直し有識者会議委員名簿

	氏 名	所 属 等
委 員 長	ねもと ゆうじ 根 本 祐 二	東洋大学経済学部教授
副 委 員 長	やまもと やすとも 山 本 康 友	首都大学東京都市環境学部特任教授
委 員	ふじむら りゅうじ 藤 村 龍 至	東洋大学理工学部建築学科専任講師
委 員	まつむら まりこ 松 村 真理子	目黒区法曹会弁護士

目黒区区有施設見直し有識者会議検討経過

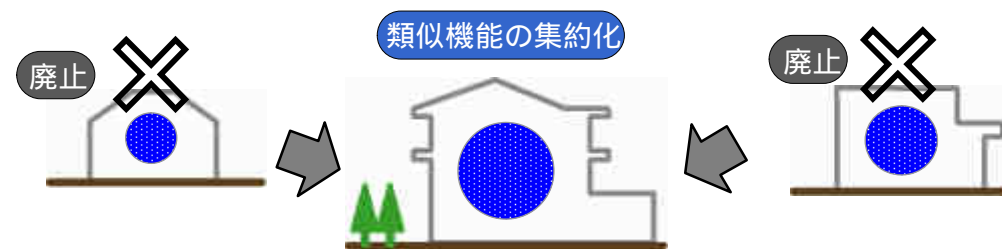

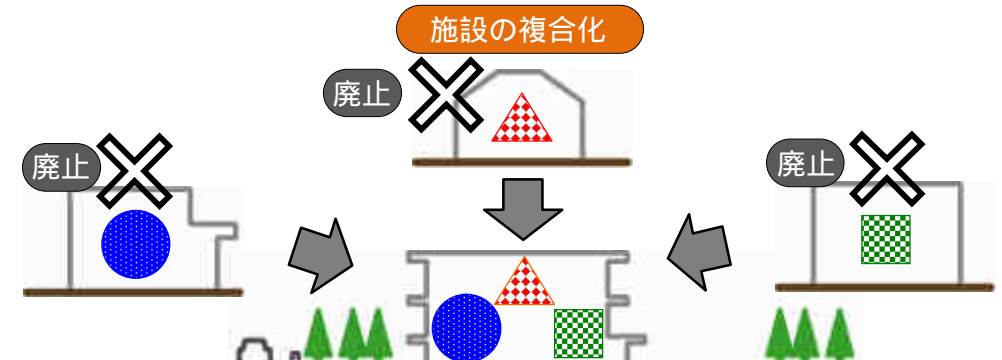
開催回	開催日時・議題等
第1回	平成24年10月15日（月）午後2時から午後4時まで（傍聴者29名）
	議 題 目黒区の区有施設の現状等について
	資料1 目黒区行革計画（平成24年度～平成26年度）（平成24年3月）
	資料2 区有施設基礎データ集（総括編）（平成24年5月）
	資料2-2 区有施設見直しの今後の予定等について
	資料3 区有施設の修繕・改修の考え方について（平成21年3月末時点）
	資料4 目黒区基本構想（平成12年10月1日）
	資料5 目黒区基本計画（平成21年10月）
	資料6 目黒区実施計画 目黒区財政計画（平成22年度～平成26年度）
資料7 目黒区生活圏域整備計画（平成3年12月）	
資料8 めぐる区報（平成24年10月15日号）	
第2回	平成24年11月27日（火）午後5時から午後6時50分まで（傍聴者7名）
	議 題 目黒区の区有施設の現状等について
	資料1 目黒区基本構想（平成12年10月1日）
	資料2 目黒区基本計画（平成21年10月）
	資料3 目黒区生活圏域整備計画、ダイジェスト版（平成3年12月）
	資料4 目黒区実施計画改定素案（平成24年10月）
	資料5 目黒区財政白書2012（平成24年10月）
	資料6 目黒区の財務諸表（平成23年度決算）
	資料7 年齢階層別（3区分）人口の推移
資料8 総務省地方財政状況調査（投資的経費の状況）集計	
第3回	平成24年12月20日（木）午後6時から午後7時50分まで（傍聴者7名）
	議 題 目黒区の区有施設の現状等について
	資料1 望ましい規模の区立中学校の実現を目指して（改定） （平成24年3月 目黒区教育委員会）
	資料2 自治体の取り組み事例 資料3 『朽ちるインフラ』問題の実態と解決の道筋
第4回	平成25年1月23日（水）午後3時から午後4時30分まで（傍聴者7名）
	議 題 目黒区の区有施設の現状等について
	資料1 区有施設基礎データ集（再作成版）（平成24年12月） 資料2 目黒区施設白書の構成（平成24年12月）

開催回	開催日時・議題等
第5回	平成25年2月21日（木）午前10時から午前11時10分まで（傍聴者18名）
	議 題 目黒区の区有施設の現状等について
	資料1 目黒区施設白書（案）（平成25年1月） 資料2 目黒区施設白書（案）について （平成25年1月25日 区有施設等調査特別委員会資料）
第6回	平成25年3月19日（火）午後3時から午後4時10分まで（傍聴者10名）
	議 題 他の自治体の事例等について
	資料1 北区 公共施設再配置に関する方針検討会報告書（最終提言）（平成25年1月） 資料2 習志野市 公共施設再生に向けたシンポジウム（開催報告）（平成23年11月）
第7回	平成25年5月2日（木）午後3時から午後4時まで（傍聴者13名）
	議 題 目黒区施設白書の発行等について等
	資料1 目黒区施設白書の発行等について （平成25年4月12日 区有施設等調査特別委員会資料）
	資料2 区有施設利用者アンケートの実施について（案） （平成25年4月26日 区有施設等調査特別委員会資料） 資料3 「目黒区施設白書」区民説明会の開催について （平成25年4月26日 区有施設等調査特別委員会資料）
第8回	平成25年6月12日（水）午後5時から午後7時まで（傍聴者10名）
	議 題 区有施設見直し有識者会議からの意見
第9回	平成25年7月16日（火）午前10時から午前11時30分まで（傍聴者8名）
	議 題 区有施設見直し有識者会議からの意見
	資料1 北区 公共施設再配置方針（最終案）（平成25年5月） 資料2 第8回目黒区区有施設見直し有識者会議会議録
第10回	平成25年8月6日（火）午後5時から午後6時40分まで（傍聴者8名）
	議 題 区有施設見直し有識者会議からの意見

開催回	開催日時・議題等
第11回	平成25年8月14日（水）午前9時30分から午後3時30分まで（視察のため 傍聴者 なし）
	議 題 区有施設見直し有識者会議からの意見
	（視察） <午前> 総合庁舎 菅刈住区センター・菅刈学童保育クラブ 菅刈小学校 中小企業センター・勤労福祉会館・区民センター社会教育館・区民センター体育館 総合庁舎 <午後> 総合庁舎 セレモニー目黒 西部地区サービス事務所・西部包括支援センター・高齢者福祉住宅コーポ柿の木坂 第三ひもんや保育園 洗足図書館 原町老人いこいの家 めぐる歴史資料館 めぐる学校サポートセンター 総合庁舎
第12回	平成25年9月26日（木）午後6時から午後7時45分まで（傍聴者17名）
	議 題 区有施設見直し有識者会議からの意見
	資料1 目黒区の将来人口推計（平成25年3月） 資料2 『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計） （国立社会保障・人口問題研究所推計） 資料3 第10回目黒区有施設見直し有識者会議会議録
第13回	平成25年10月22日（火）午後3時から午後3時35分まで（傍聴者16名）
	議 題 区有施設見直し有識者会議からの意見

用語集

稼働率	施設の利用度合いを示す指標 保有部屋数と時間区分から各施設の年間利用可能コマ数を算出し、年間利用可能コマ数と1年間の利用件数より求める。
トータルコスト	人件費や事業費等の事業運営にかかるコストや光熱水費、各所修繕費等の施設にかかるコスト、減価償却相当額等、行政サービスにかかる全ての費用
施設にかかるコスト	行政サービスが行われている施設を維持管理していくために必要なコスト 人件費、光熱水費や各所修繕費、清掃・警備等の委託費、賃料等
建物総合評価	建物の物理的状況（建物の安全性、維持管理にかかる費用の効率）を容易に判断し、施設整備の優先度を把握するための手法 建物の老朽化状況、法改正や時代のニーズの変化に対応するための改善状況、維持管理に必要な経常的経費（光熱水費等）の状況を把握する。
バリアフリー	高齢者や障害者を含め、誰でも利用できるように障害を除く施策 建物のバリアフリー対応として、車いす使用者用トイレやエレベータの設置、スロープの設置等がある。
修繕費	建物等の軽微な故障等に対する修繕にかかるコスト
高度経済成長期	1950年（昭和25年）台半ばから1973年の石油ショックまでの間、経済成長率が年平均10%を超え、経済規模が急激かつ継続的に拡大した時期
更新時期	施設の老朽化により、大規模改修や建替えが必要となる時期
生産年齢人口	15～64歳人口
年少人口	0～14歳人口
高齢者人口	65歳以上人口
年少人口比率	総人口に占める年少人口の割合
高齢者比率	総人口に占める高齢者人口の割合
事務事業	区が施策目的を実現するための日々の業務
大規模改修	各部位の耐用年数あるいは劣化状況に応じ、建物を構成する複数の部位を同時かつ全面的に行う改修工事

<p>集約化</p>	<p>複数の類似機能の施設を一つの建物にまとめること</p>  <p>類似機能の集約化</p>
<p>多機能化</p>	<p>複数の機能の施設を一つの建物の中の様々な機能に使える一つの施設にまとめること</p>  <p>施設の多機能化</p>
<p>複合化</p>	<p>複数の異なる機能の施設を一つの建物にまとめること</p>  <p>施設の複合化</p>
<p>PPP・公民連携</p>	<p>地域の抱える問題を、官民協働によって解決する手法のこと 指定管理者制度もその一つで、行政と民間事業者が協働で住民サービスの向上や事業効率のアップ、地域経済の活性化などに取り組むこと</p>
<p>減価償却相当額</p>	<p>企業会計で用いられ、使用や時の経過による建物等の価値減少分を「コスト」として計上する手法で、一般的な公会計（現金主義会計）では用いない手法 価値減少分をコストとしてみなすことにより、計画的な施設整備につながるため、トータルコストとして仮定している。</p>
<p>事業運営にかかるコスト</p>	<p>その施設で行われている事業費、事業にかかる消耗品等のコスト</p>
<p>指定管理者制度</p>	<p>従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営に、株式会社やNPOといった民間事業者も参入できる制度 区では、区民施設やスポーツ施設、保育園等の運営に導入している。</p>
<p>暫定定数</p>	<p>暫定定数とは、児童出席率や施設の面積・児童館併設などを考慮して定員を超えて受け入れる人数</p>

目黒区区有施設見直しに関する意見書

平成25年10月発行

編集 目黒区区有施設見直し有識者会議

発行 目黒区 企画経営部 施設改革課

東京都 目黒区 上目黒2丁目19番15号

電話 (03)5722-9037 (直通)

FAX (03)5722-6134

ホームページ http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/shisetsu_minaoshi